

告 示

埼玉県告示第千三百四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―三四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢千九百三十八番 外二百十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万二百七十一・一立方メートル